２０ページ

４　手当

１　くに　特別障碍者手当

担当窓口：　障害者福祉課援護係

手当月額27,980円を２月、５月、８月、11月にそれぞれ前月までの３か月分を本人名義の口座に振り込みます。なお、申請のあった月の翌月分から支給します。

２　くに　障害児童福祉手当

担当窓口：　障害者福祉課援護係

手当月額15,220円を２月、５月、８月、11月にそれぞれ前月までの３か月分を本人名義の口座に振り込みます。なお、申請のあった月の翌月分から支給します。

２１ページ

３　くに　福祉手当（経過措置）

担当窓口：　障害者福祉課援護係

手当月額15,220円を２月、５月、８月、11月にそれぞれ前月までの３か月分を本人名義の口座に振り込みます。

４　と　重度心身障碍者手当

担当窓口：　障害者福祉課援護係

月額60,000円を、毎月本人名義の口座に振り込みます。申請のあった当月分から支給します。なお、この手当に認定されたかたは「特別障害者手当」か「障害児福祉手当」の手当も認定されます。

５　と・市　心身障害者（児）福祉手当

担当窓口：　障害者福祉課援護係

１は手当月額15,500円、２は手当月額7,500円を2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月までの3か月分を本人名義の口座に振り込みます。

２２ページ

６　市　指定疾病者福祉手当

担当窓口：　障害者福祉課援護係

手当月額5,500円を2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月までの3か月分を本人名義の口座に振り込みます。

７　くに　特別児童扶養手当

担当窓口：　障害者福祉課援護係

重度障害児は手当月額53,700円、中度障害児は手当月額35,760円を4月、8月、12月にそれぞれ前月までの4か月分を受給者の指定した金融機関の口座に振り込みます。（12月期については11月に支払われます。）なお、申請のあった月の翌月分から支給対象となります。

８　くに　児童扶養手当

担当窓口：　子育て応援課育成係

手当額は所得及び児童の人数によって決まります。支給方法は1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前月までの2か月分を指定口座に振り込みます。なお、申請に必要な書類がそろった月の翌月分から支給します。

２３ページ

窓口

子育て応援課 コールセンター　ＴＥＬ：０５７０－０８－８１０５

９　と　児童育成手当（育成手当）

担当窓口：　子育て応援課育成係

手当月額13,500円を2月、6月、10月にそれぞれ前月までの4か月分を指定口座に振り込みます。なお、申請のあった月の翌月分から支給します。

窓口

子育て応援課　コールセンター　ＴＥＬ：０５７０－０８－８１０５

１０　と　児童育成手当（障害手当）

担当窓口：　子育て応援課育成係

手当月額15,500円を2月、6月、10月にそれぞれ前月までの4か月分を指定口座に振り込みます。なお、申請のあった月の翌月分から支給します。

窓口

子育て応援課　コールセンター　ＴＥＬ：０５７０－０８－８１０５

２４ページ

手当等所得制限限度額一覧表

表を掲載しています。詳細については、各種手当の担当窓口へお問い合わせください。

２５ページ

所得計算一覧表

表を掲載しています。詳細については、各種手当の担当窓口へお問い合わせください。

２６ページ

障害者手当一覧表

表を掲載しています。詳細については、各種手当の担当窓口へお問い合わせください。

上記の内容についての問合せは、障害者福祉課　ＴＥＬ：０４２－３３５－４１６２

子育て応援課コールセンター　ＴＥＬ：０５７０－０８－８１０５

上記以外の障害に関する年金については、保険年金課　ＴＥＬ：０４２－３３５－４０６６

２７ページ

表を掲載しています。詳細については、各種手当の担当窓口へお問い合わせください。